

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松島市は介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県小松島市長

公表日

平成29年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)の定めるところにより、本市が保険者となり、要介護・要支援の状態にある被保険者に対して必要な保険給付を行う。被保険者の資格の得喪、要介護・要支援の認定、保険給付等を行うにあたり、必要な情報を適切に処理し管理する。本市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 第1号被保険者の資格取得・喪失、変更等の届出に関する事務2. 被保険者証の交付、再交付等の申請に関する事務3. 介護給付、予防給付の支給に関する事務4. 要介護・要支援認定、要介護・要支援更新認定等の申請に関する事務5. 保険料滞納者に係る支払方法の変更等に関する事務6. 保険者事務共同処理業務に関する事務 <p>※当市では、「保険者事務共同処理業務に関する事務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、ID連携サーバー(団体内統合宛名システム)、伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険に関する資格、認定情報、給付等の情報ファイル 【伝送通信ファイル】 受給者情報異動連絡票ファイル 受給者情報訂正連絡票ファイル ※伝送ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の68 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117の項) (別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93, 94の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 介護福祉課 介護・ながいき担当
②所属長	介護福祉課長 寺橋 和彦
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小松島市 保健福祉部 介護福祉課 介護・ながいき担当 〒773-8501 小松島市横須町1番1号 0885-32-3507
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小松島市 総務部 総務課 〒773-8501 小松島市横須町1番1号 0885-32-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	追加	6. 保険者事務共同処理業務に関する事務 ※当市では、「保険者事務共同処理業務に関する事務」について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、個人番号が記載された「受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）」を提供している。	事前	
平成29年2月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	追加	伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	
平成29年2月21日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	追加	【伝送通信ファイル】 受給者情報異動連絡票ファイル 受給者情報訂正連絡票ファイル ※伝送ソフトシステムのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事前	
平成29年2月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法律上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 117の項）	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 108, 117の項）	事前	
平成29年2月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 山路 英伸	課長 寺橋 和彦	事前	
平成29年2月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	小松島市 総務部 総務課 〒773-8501 小松島市横須町1番1号 0885-32-2111	小松島市 保健福祉部 介護福祉課 介護・ながいき担当 〒773-8501 小松島市横須町1番1号 0885-32-3507	事前	
平成29年2月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	小松島市 保健福祉部 介護福祉課 介護・ながいき担当 〒773-8501 小松島市横須町1番1号 0885-32-3507	小松島市 総務部 総務課 〒773-8501 小松島市横須町1番1号 0885-32-2111	事前	
平成29年2月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年11月30日時点	平成29年1月31日時点	事前	
平成29年2月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年11月30日時点	平成29年1月31日時点	事前	